

## 清須市 D X 推進支援業務仕様書

### 1 目的

清須市（以下「発注者」という。）において、限りある人的資源の中、今後も市民サービスを維持向上するためにデジタル技術の活用を含めた業務プロセスの標準化・最適化を図る具体的な業務改善を行うことが急務となっている。

本業務では、全庁的な業務量調査を実施し、より有効な手法及び効果を検証することが期待できる数業務での B P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を実施することで、発注者の D X 推進に向けた機運を高めるとともに具体的なアクションの一つとする。

こうした状況を踏まえ、本業務は、発注者が D X 推進にかかる行政への支援実績のある事業者から、その専門的な見地より、市民サービスの向上や行政事務の効率的推進における支援・提案を求めるものである。

### 2 業務概要

#### 業務名

清須市 D X 推進支援業務

#### 業務内容

他自治体等における I C T 導入状況及びその効果を参考にしつつ、発注者が市民サービスの向上や新しい価値の提供、全庁的な行政事務の効率的推進などを図るため、B P R の実施や I C T 導入に向けた支援・提案を求める。なお、具体的な支援・提案内容については、次に掲げるとおりとし、これらを推進するうえで必要と考えられる方法等をプロポーザルでは提案すること。

#### ・ D X 推進アドバイザー業務

ア 既存の業務手続及びサービス運用の現状把握を行いつつ、I C T の利活用による既存の業務手続等の抜本的な見直しを図るための事業提案

イ I C T の有効活用により、行政手続等において市民の利便性が向上するとともに、世代に捉われることなく多くの市民が I C T を利用したサービスを楽しむような既存サービスの改善、新たなサービスや事業に関する提案

ウ 他団体での取組み実績を有効に活用した既存業務フローの見直しや先進技術の活用による効率化に向けた新たな提案

エ 全庁的な行政事務の効率的推進に向けた、職員の I T リテラシーの向上につながる提案

オ B P R 及び D X 推進ロードマップ作成

（具体的な課題、改善案、効果、改善スケジュール等の記載。対象業務を担当する所属向けに報告等の実施。）

#### 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### 前提条件

業務の遂行にあたっては、中立性及び公平性を確保しながら、最新の動向を十分に把握し、専門的知見から D X の推進、情報セキュリティの確保及びガバナンスの強化に資する視点に立つこと。なお、本仕様書記載の内容は本業務において実施すべき最低限の内容を記載したものである。本業務に係るプロポーザルの提案書において提案した内容についても本業務の範囲として契約金額の範囲内で実

施すること。

その他、下記の条件を有すること。

- ・ 発注者監督職員と、十分な連携・支援ができること。
- ・ 本業務を対処できる体制を愛知県内に構築できること。
- ・ 他団体において過去5年以内に先進技術の活用による業務効率化等、DX推進の実施実績があること。

### 3 成果物

成果物は、以下の成果物一覧表のとおりとする。各成果物のタイトルは、以下の成果物一覧表の成果物名であることが分かるように標記し、納品すること。なお、電子データについては、CD-R等の電子媒体で納品すること。

#### 【成果物一覧表】

	成果物名	提出期限
1	技術者選任届関連書類	委託開始日から7日以内
2	セキュリティ対策関連書類	
3	業務実施体制図	
4	委託業務実施計画書	
5	進捗報告資料	委託期間中随時
6	作業報告書	
7	打ち合わせ等議事録	
8	作業実績報告書(ロードマップ含む。)	委託期間終了日
9	完了届	

### 4 納入場所

愛知県清須市須ヶ口1238番地 清須市役所企画部企画政策課

### 5 その他

委託契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切の概算を考慮した上で決定したものであることから、それらの費用を別途請求することはできないものとする。

受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。